

平成28年第1回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成28年3月10日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第9号 本巢市行政不服審査会条例について
- 日程第3 議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第4 議案第11号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第12号 本巢市職員の退職管理に関する条例について
- 日程第6 議案第13号 本巢市職員の降給に関する条例について
- 日程第7 議案第14号 本巢市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第15号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第9 議案第16号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第17号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第18号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第19号 本巢市デイサービスセンター、本巢市在宅介護支援センター及び本巢市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第20号 本巢市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第21号 本巢市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第22号 本巢市立幼稚園設置条例について
- 日程第16 議案第23号 本巢市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第24号 本巢市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第25号 本巢市出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第26号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第28号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第21 議案第29号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第22 議案第30号 指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第32号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第24 議案第33号 平成27年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第34号 平成27年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第35号 平成27年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第27 議案第36号 平成27年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
 日程第28 議案第37号 平成27年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）について
 日程第29 議案第38号 平成28年度本巢市一般会計予算について
 日程第30 議案第39号 平成28年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
 日程第31 議案第40号 平成28年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
 日程第32 議案第41号 平成28年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について
 日程第33 議案第42号 平成28年度本巢市公共下水道特別会計予算について
 日程第34 議案第43号 平成28年度本巢市水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	舩渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	白木裕治	総務部長	神谷義幸
企画部長	大野一彦	市民環境部長	片岡俊明
健康福祉部長	村瀬正敏	産業建設部長	青木幹根
林政部参事兼 部長心得兼根尾 総合支所長心得 兼総務産業課長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦剛
教育委員会 事務局長	岡崎誠	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 安藤正和

議会書記 杉山昭彦

議会書記 大久保守康

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号14番 瀬川治男君と15番 後藤壽太郎君を指名いたします。

日程第2 議案第9号（質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、議案第9号 本巣市行政不服審査会条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

日程第3 議案第10号（質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第3、議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号については、総務企画委員会に付託し

たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

日程第4 議案第11号（質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第4、議案第11号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

日程第5 議案第12号（質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第5、議案第12号 本巣市職員の退職管理に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

日程第6 議案第13号（質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第6、議案第13号 本巣市職員の降給に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

日程第7 議案第14号（質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第7、議案第14号 本巣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

念のためお伺いしておきますが、この改定によってラスパイレス指数というのはどうなりますか。必ずしもラスパイレス指数が正確な給与水準を示しているとは言い切れませんが、一つの指標として、わかればお伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

実際のところは、まだこの改定によって、どうラスパイレス指数が上がるのか下がるのかというところは、まだ具体的にはわかりませんが、ただし、こういった引き上げが当然あれば、当然指数としても上がる要因ではあります。そこにはまた人数とか、階級層とか、いろいろな要件が入ってまいりますので、今のところはどうかというのは、正直なところ今わかりかねる状況でございますけれども、こういった引き上げは、当然のごとく、上がる要因の一つにはなるということでございます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第14号 本巢市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第15号（質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第8、議案第15号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

日程第9 議案第16号（質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第9、議案第16号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

日程第10 議案第17号（質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第10、議案第17号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

日程第11 議案第18号（質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第11、議案第18号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は総務企画委員会に付託することに決定いたしました。

日程第12 議案第19号（質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第12、議案第19号 本巣市デイサービスセンター、本巣市在宅介護支援センター及び本巣市根尾生活支援ハウス条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

日程第13 議案第20号（質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第13、議案第20号 本巣市介護保険居宅サービス事業及び居宅介護支援事業条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

日程第14 議案第21号（質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第14、議案第21号 本巣市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

この条例について、提案理由のところに慰労金を地域商品券にかえるというふうに書いてあります。今度の改定の中身を見ますと、その一部または全部を本巢市商品券発行事務組合が発行する商品券にかえることができると書いてあります。この本文の書いてある内容をそのまま素直に読み取ると、かえることができるということは、かえるということではないんですね、必ずしも。一般的に考えれば、かえることができるというのは、市の都合でかえる場合、あるいは相手の都合でかえる場合、いろんなケースがございます。けれども、先ほど言った提案理由でいうと、もう市の都合でかえてしまうんだという言い方を提案理由でしています。そうすると、この本文との整合性がとれないのではないかというふうに思わざるを得ませんが、いかがですか。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

柔軟性を持った表現の仕方をさせていただいたということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

提案理由もそうであってしかるべきではないんですか。提案理由は、かえることによりということで、かえると明記をしているわけですね。そうすると、条例の中身と食い違いが出てきている。だから、その辺はどうなのかということとあわせて、かえることができる、一部あるいは全部ですので、例えば今8,000円払っているものの半分は現金で、半分は商品券でとかいうようなことも含めて考えておられるのか、それもあわせてお伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

平成28年度予算におきましては、全額を商品券にかえるということで、予算計上をさせていただいておりますので、全額を商品券にかえる予定でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

委員会でぜひしっかり論議してほしいと思うんですが、柔軟性を持たせるためにかえることができる、できる規定にしたけれども、実際はそうではなくて、商品券しか上げませんよという一方的なやり方がなされているというふうに思わざるを得ません。

その結果が、この提案理由のところと条例改正の本文のところとの食い違いとなってあらわれているのが現実です。だから、これは誰が見ても一目瞭然の話なので、しっかり委員会で論議をしてほしいということを申し上げておきます。以上です。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

日程第15 議案第22号（質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第15、議案第22号 本巣市立幼稚園設置条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議題となっております議案第22号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第22号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

日程第16 議案第23号（質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第16、議案第23号 本巣市立幼稚園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

日程第17 議案第24号（質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第17、議案第24号 本巣市保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

日程第18 議案第25号（質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第18、議案第25号 本巣市出産祝金支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

この件は、提案理由で、居住要件を見直すということと、商品券にかえると、この2つが書いてあります。けれども、今回の改定の主要な部分というのは、出産祝い金を30万円から10万円に、50万円から20万円に減額するということとあわせて、商品券にかえることができるという、その2点が主要な部分ですね、居住要件の問題もあるにしても。

提案理由のところには、もう少し正確を期した書き方をしてほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。ということと、先ほどとも関連いたしますけれども、この商品券にかえることができるということについては、これはもうあくまでも市の都合でという思いで、こういう表現をされているのか、どうなのか。

さらにもう1点は、金額的にいえば、結構大幅な減額になるわけです。そのかわりとして、第3

子のほかの手当てをするということがあるんだろうというふうには思いますけれども、そういったことも含めて、事前に予算を出す前に何らかの形で、例えば委員会でちょっと意見を聞くなり、そういう手だてというのはとられてこなかったと思いますけれども、今後ともそういうことはもう予算を見て考えてくださいというような、執行部としての考えでしょうか。以上、お伺いします。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

1点目の正確性ということでございますけれども、このような御提案でいいかというふうに考えております。

2点目の市の都合でということでございますが、地域の活性化、あるいは地域の事業所等を使っただけのようにという思いから、このような条例の改正を出させていただいたものでございます。

金額につきましては、1年間の猶予をもってということで、平成29年度から下げるということで、周知期間を持たせていただくということで、減額をさせていただくということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

地域商品券を活用することを否定しているわけではないんですよ。ただ、それぞれの家庭の都合で、商品券では非常に困るという場合もあり得る。現金でという思いもやっぱり持たれる方もある。そういった状況の中で、できる規定でいろんな状況を配慮しながら、こういう表現にしているかなというふうに善意に解釈しておったわけですけども、そうではなくて、もう事情は全く関係なしに、とにかく商品券にかえてしまうということであれば、できる規定ではないと思うんですね。商品券をそれに充てるものとするとか、そうすればいいわけでしょう。

新年度で考えている、高校生の入院費の補助については、そういう形で最初から明記しているでしょう、恐らく。あれは、その場合は商品券を充てることになっていますね。だから、絶対もう商品券しか出さんよということであれば、そのように明確にすればいいわけですし、でもいろんな配慮をするということであれば、本当に現実的な対応をしてほしいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

出産祝い金の支給につきましては、全額を商品券にかえるということではなく、一部を現金、一部を商品券というふうにかえさせていただくという計画でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

これも委員会でしっかり論議していただければいいんですけども、そうすると、物によっては全部の場合、物によっては半分という非常にまちまちなやり方がなされるということになってまいります。もう少し、しっかり再検討しながら、現実的な、そして市民の立場に立ったあり方がどうなのかということ、それとさらに、商品券を活用することによって、地域経済の振興に役立てようという、いろんな思いをそれぞれきちんとかなえられるような仕組みをさらに考えていく必要があるんじゃないかというふうに考えています。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

2点お伺いをいたしますが、まずこの条例の3条にあります祝い金の支給の対象者でございますが、文面を読みますと、いずれかに該当する保護者というふうにしておりますが、保護者といいますが、いろんなケースがあるのかなというふうに思いますが、当然、父子家庭、母子家庭については、ひとりの親、保護者ということでございますが、例えば父親、母親、両方おった場合のケースを考えますと、一方が他市に住所があるというケースもあるんじゃないかというふうに思うわけですが、こういった場合の対象者というのは、この文面だけを見ますと判断できないわけですが、これはいわゆる未成年者の、いろんな子供に関する手当ての面で、この事業だけではなくていろんなことが市ではあるわけですが、その点を含めてどうなのかということ。

それから、予算の全体で見ますと、今回はこの条例では祝い金は商品券にかえるとかはともかく、減額するということですね。ほかの予算を見ますと、その分いろいろ多子世帯の給食費の無料化ということとかがあるわけですが、この条例だけを捉えますと、子育ての支援については後退をするというようなことになるとは思いますが、その関連で市の意図ですね、子供に対する、いわゆる少子化対策に対する意図はどのふうにあるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

対象者につきましては、保護者と出生児とともに本巢市に住所を有しているという表現の方法ということで、御理解をしていただきたいと思います。

2点目の件でございますが、一時的な子育て支援から継続的な子育て支援ということで、第3子以降の給食費の無償化をしていく、財源をそちらに充てるということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

4番 黒田芳弘君。

○4番（黒田芳弘君）

ちょっとよくわからないんですが、僕が聞いたのは、例を挙げますと、二親おった場合にどちらかが本巢市に住所を持っていればいいのかという詳細なことについてお尋ねしたわけでありまして、今の表現だとあやふやですよ。二親おらないかんのか、一親でもいいのかということがあやふやでありますし。

2番目の質問については、いろいろ絡みもあるので、ちょっと担当部長だけではお答えしにくいと思いますので、結構だと思いますけれども、また後ほど、どこかの場面で聞きたいと思いますので、結構です。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

どちらか片方の保護者が本巢市におられればいいのかということでございます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

念のためお聞きをするんですけれども、祝い金が減額となる、それにかわって給食費等々のほうを免除すると、相対的には保護者に対して負担が少なくなりますよというようなふうに聞こえたんですけれども、その中で1つだけお聞きをしておきます。

そうすると、他市、他県の中において、給食費を全額無料にするということがなされている市があるわけなんですけれども、もし本巢市がそういうことになれば、祝い金が下がる分だけもらえるものが減るということで、市民にとって何ら有意義なものにならないのではないかなあという思いがします。その中において、本巢市の中においては、給食費に対して無料化する意思がないということが前提であれば、何ら問題はないかと思っておりますので、その点についてお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

今の質問は給食費にわたっておりますので、給食費はこれの議案にはちょっと該当しませんので、別のところで聞いていただきたいなと思いますけれども。別のところで。

[挙手する者あり]

3番 鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

この条例の中に書かれている祝い金の減額ということが、ただそれだけを見れば市民にとって何ら得策にならないということです。けれども、その分のかわりとして、給食費を無料にしますよと、

ですから市民にとっては、結果的においては懐から出るお金が減りますよというような意味合いにとれておるわけなんです。そのことが、この条例の中に明記されていませんよということなんですけれど、私は念のために聞いているんです。

もしそれがその中であって、1年間の猶予の間に給食費が無料化になるとすれば、この条例をよしとするとするなら、結果として、市民に今まで50万与えていたものが30万になるということになれば、結果的において減額になるであろうということなんです。ですから、永久的とは言わないけれども、そういう感覚を見て、そういう思いがなくて、こういう提案をなされたのかということを知っているだけ。

○議長（大西徳三郎君）

2つに問題が入っておりますので……。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

今、お話がそれぞれ給食費まで飛び火していますけれども、基本は子育て支援、多子世帯への支援を強化していこうということで、今回の条例改正をお願いしておりますのでございます。

トータル的には、先ほど鏝本議員がおっしゃったように、子育て支援の多子世帯や生まれてから中学校を卒業するまでの間の金額、いただける金というのは、はるかに今回の金券の額、それよりも、はるかに多くの支援をしていただけるということで、我々は、より長くこの本巢市に住んで支援を受けていただきたいという思いであります。

そしてまた、住所要件等々もいろいろと公開させていただきましたのは、現在の運用におきまして、大変いろいろと不都合な事例も何件か出てきておりまして、祝い金をもらった時点ですぐ出ていくとかいうような事例も数多く出てきておりますので、そういったことも踏まえながら、今回、条例も変えさせていただくということと、今申し上げた基本は、子育てを、この本巢市で子供を産み育てて、長く住んでいただきたいと。末永く支援していこうということで、今回の条例を改正するというふうにいたしております。

給食費のほうも、国が全て面倒を見て、給食費がただになりますよということになったときは、またその時点で考えるべき話であって、そういうことを踏まえてどうのこうのというのは、現時点ではそんな動きはありませんので、子育て支援の強化というための条例改正ということに御理解いただきたいと思っております。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに。

[挙手する者あり]

11番 中村重光君。

○11番（中村重光君）

関連して、御質問を申し上げたいと思います。

事業の目的、概要、今後の問題点等々についてはよく目を通しましたが、この1,855万7,000円の

28年度の根拠、第3子、第4子の金額、30万と50万、これ予算で、これ予算でと思って考えておったんですが、金額が別々なんで、どういう数を想定をして、この予算を計上されて条例改正されるのか、お尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

第3子につきましては17名、第4子以降につきましては7人ということで予算計上させていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

11番 中村重光君。

○11番（中村重光君）

29年度以降の予想は、どういうふうになっていますか。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

29年度につきましては、現時点では予測というのはまだしていない状況でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

11番 中村重光君。

○11番（中村重光君）

そうしますと事業の概要で、29年度以降の出産祝い金の減額が提示してありますが、これはあくまでも参考資料として捉えておけばよろしいでしょうか。

議長、条例改正ですから、中身のことはいいです。ごめんなさい。

○議長（大西徳三郎君）

11番の中村君の質疑は打ち切ります。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

日程第19 議案第26号（質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第19、議案第26号 本巢市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第20 議案第28号（質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第20、議案第28号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第28号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第28号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第21 議案第29号（質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第21、議案第29号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第29号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第29号 根尾西辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第22 議案第30号（質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第22、議案第30号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

日程第23 議案第32号（質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第23、議案第32号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

1点お伺いしておきますが、国、県の負担金、補助金で、子ども・子育て新制度に伴う組み替えが今回出されています。この補正予算の概要のところを見る限りは、相対的には増加しているというふうに見受けられますが、その内容と、市と保育、そして教育・保育と両面でこういった交付金が来るようになると思うんですけれども、それが今回どのように予算が配分されていくのか、今後どういう見通しになっていくのかということがわかればお伺いしたいと思うんですが。

〔発言する者あり〕

1つは、今回の改正、組み替えによってふえていますけれども、どこがどうふえて、今後どうなっていくんだろうということがわかれば教えてほしいということと、補正予算書の例えば14ページ、今たまたま開いたので14ページでいいますけれども、民生費県負担金のところに、子供のための教育・保育給付費負担金というのがあります。これもその関連ですね、たしか。教育・保育給付金、両方の給付金になっているので、教育委員会関係でも絡みが出てくると思うんですが、今回、そして今後のことも含めて、わかる範囲でこれがどういうふうに今後市の中で使われていくのかということをお伺いしたいということなんですが、通じましたか。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

歳出のほうで、子供のための教育・保育の負担のほうは、例えば広域入所のほうに当たっていきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

どういう事業に充てていくかということ、国のほうの資料を見るとたしか十何項目か結構ありまして、私も全部は覚えておりませんが、そういった中に今の広域保育とか放課後児童の健全育成とかいっぱいありまして、その中で市として保育の分野、要するに健康福祉部の関係ではどういふものを取り入れて該当させていく、あるいは教育委員会の関係ではどういふものをとということについて、できれば一覧表でも示していただければ、新年度予算にも絡んでまいりますので、そ

ういったものを改めて出していただければというふうに思います。

ということで、今回の質問の回答は結構です。後で資料を出すようにお願いします。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

職員数についてお聞きをしたいと思います。予算書でいきますと34ページの職員数でございますけれども、補正後は3名減員になっているんですが、この3名の減員についての現場での仕事上の対応というのはどのようにされているか、お聞きをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

今回、3名の減ということでございますけれども、これは6月の補正予算におきまして、補正をさせていただいた後の増減分でございます。この3名につきましては、中途の退職でありますとか、そういったことでの減員でございます。

それで、現在御質問の対応という点でございますけれども、臨時職員等、新規の雇用でありますとか、また現有の中でのやりくりというような形で対応をせざるを得ないというような形で、今年度対応してまいりました。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

7番 高田文一君。

○7番（高田文一君）

前年度もそうでしたが、年度途中でも増減があつて、正職員の採用は年に1回ということは承知しておりますが、非常に年度途中の退職者、あるいは休職者も含めましてあるわけなんです。その対応について具体的にお聞きをしたいと思います。といいますのは、今回も手当の内訳で時間外勤務手当が大きく減額されていますよね。実働としては、今言われますように臨時職員とか日雇も入るかもしれませんが、その人たちの仕事量と正職員の仕事量というものが随分気になるわけでございます。例えば数年前に、地域調整課の職員を減数して、大変市民から多くの苦情が入ってきた例がございますね。すぐまた復活といいますか、増にされた。そういうふうには例えばシーズン、地域調整課なんか窓口というのは年度末、年度初めが多いかということは想像がつくわけでございますけれども、職場職場によっては仕事量が随分違っている部分があるかと思いますが、実際そういう職員がおつて、あるいは時間外で対応していた仕事量というものを臨時の職員、あるいは日々雇用職員で対応できているか、足し算・引き算でできることじゃないんですよね。それぞれ部署によって違うわけでございますけれども、きちんとそういうふうに、行政サービスの低下なく仕事ができているかどうか、そんなことをお聞きしたいと思います。確認します。

○議長（大西徳三郎君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

まず1点目の時間外勤務手当、今回トータル的に減額という形になっておりますが、特に主な要因は、補助対象での時間外勤務手当でございます。臨時福祉給付金支給事業でありますとか、子育て世帯臨時特例給付金給付事業、こういったものの当初予定をいたしておりました時間外勤務手当につきましては、補助対象という形になっておりまして、今回その事業費の減に伴いまして時間外勤務手当も減額をさせていただいたというところで、大きな減額となっておりますというのが一つの要因でございます。

それから、いろんな職員の配置的な面でございますけれども、人事異動を行う際に、翌年度の仕事量を総合的に緩和する中で職員配置をしておるわけでございますけれども、中にはいろんな要因で一時的に仕事量がふえたりというのがございます。できるだけそういったことは、先ほど申しましたような形で、できる範囲で日々雇用職員等の雇用というのを一つの方法でございますし、中でやりくりをするということも含めまして、現在そんな対応をさせていただいているところでございますが、一つは今後の課題でございますけれども、正職員の中途採用といったようなこともまた考えていかなければならないのかなと、これもまた先進的な事例を参考にこういった面も含めまして考えて、職員がよい環境で職務が遂行できるように努めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第32号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第32号 平成27年度本巢市一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第24 議案第33号（質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第24、議案第33号 平成27年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第33号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第33号 平成27年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第25 議案第34号（質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第25、議案第34号 平成27年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第34号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第34号 平成27年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第26 議案第35号 (質疑・討論・採決)

○議長 (大西徳三郎君)

日程第26、議案第35号 平成27年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第35号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第35号 平成27年度本巣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第27 議案第36号 (質疑・討論・採決)

○議長 (大西徳三郎君)

日程第27、議案第36号 平成27年度本巣市公共下水道特別会計補正予算(第1号)についてを議

題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第36号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第36号 平成27年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第28 議案第37号（質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第28、議案第37号 平成27年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第37号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第37号 平成27年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。この時計で10時20分まで休憩します。10時20分に再開をいたします。

午前9時58分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（大西徳三郎君）

会議を再開します。

日程第29 議案第38号（委員会付託省略）

○議長（大西徳三郎君）

日程第29、議案第38号 平成28年度本巢市一般会計予算についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号については、委員会付託を省略し、総務企画委員会の所管に属する予算については総務企画委員会、文教福祉委員会の所管に属する予算については文教福祉委員会、産業建設委員会の所管に属する予算については産業建設委員会、それぞれ所管の常任委員会において協議を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第38号については委員会付託を省略し、それぞれ所管する常任委員会において協議することに決定いたしました。

日程第30 議案第39号（質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第30、議案第39号 平成28年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしま

した。

日程第31 議案第40号（質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第31、議案第40号 平成28年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

1点お伺いしますが、28年度、29年度の保険料が、先月の16日に開かれた後期高齢者医療広域連合の議会で決定をされたようでございますが、その結果、均等割が4万1,840円から4万2,690円に、所得割が7.99%から8.55%に引き上げられたというふうに聞いていますが、2年ごとの改定ということで、これまでもその度に次々と引き上げられてきたわけでありましたが、こういった引き上げについて、どのような議論がなされたか御承知でありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

今、鵜飼議員のほうからお尋ねがございました件につきまして、お答え申し上げたいと思いますが、広域連合のそういった議会では特にそういったことについての議論はございませんでした。全会一致でもって、新年度予算等も決定をされております。

○議長（大西徳三郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号については、文教福祉委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は文教福祉委員会に付託することに決定いたしました。

日程第32 議案第41号（質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第32、議案第41号 平成28年度本巣市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といた

します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第33 議案第42号（質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第33、議案第42号 平成28年度本巢市公共下水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

日程第34 議案第43号（質疑・委員会付託）

○議長（大西徳三郎君）

日程第34、議案第43号 平成28年度本巢市水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

した。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

3月15日火曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

なお、本日、付託表がお手元に配付してあります。念のため、各委員会の開催日と場所を申し上げます。

総務企画委員会は3月17日木曜日午前9時から本庁舎3階第1委員会室にて、文教福祉委員会は3月18日金曜日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室にて、産業建設委員会は3月22日火曜日午前9時から糸貫分庁舎2階特別会議室にて、それぞれ開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時26分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員